

ネパールのジェンダー問題 バーラティ・ポカレル（ネパール）

ネパールの家父長制社会には、ジェンダーに基づく差別が根深くあり、ネパールの少女たちは人生の早い段階から差別的扱いに直面し始めます。これは農村部において特に顕著であり、国民の70%以上の人々が十分に教育されていません。何よりもまず、女兒は家父長制の価値観を持った両親からはまったく望まれていません。ですから、もし体内の赤ん坊が女の子だとわかると、母親は義理の家族からの憎悪にさらされます。母親はまた中絶するように不当に強制されることや批難されることもあり、憎悪や差別は生まれてきた子どもの人生に渡って続きます。女兒は両親から家事を手伝うことや農作業によって収入を得ることを望まれ、可能な限り教育を受けることを拒否されます。その結果、ネパールの5歳から14歳までの少女の14.2%がフルタイムで働いており学校にまったく通っていません。両親が女兒を学校へ通わせることに気が進まないのは、彼らが女兒を他人の所有物である、つまり最終的には結婚した相手の家族に送るものであると考えているという根深い理由によります。ですから、彼らは女兒に投資することは無駄であると考え、それよりも食べ物や洋服、そして男児の教育に投資するのです。男性の識字率が62.7%なのに対して、ネパールの成人女性の識字率が34.9%ということは特記すべき事項で、識字率を向上させることの難しさを明示しています。

そして、なるべく若いうち（10歳から始まる）に結婚させるという風習もあります。若い少女が16歳までに妊娠することはとてもよくあることで、ネパールで出産時の死亡率や新生児の死亡率が高い理由となっています。

女性はまた家庭の中で不均衡な負担を負っています。多くの実地調査が明らかにしたように、男性が毎日8時間の生産活動であるのに対して、女性は毎日平均18時間（午前4時から午後10時まで）もの時間を家事や農作業に費やしており、休憩時間もほとんどありません。

早朝には乳搾りや家畜の世話、洗濯、食べ物の採集、食事の準備などを行います。その後、畑や森などの厳しい環境の中で肉体労働を午後遅くまで行うのです。夜に帰宅した後は、食事の準備や家族の世話、老人や子どもの世話に追われます。家の場所によっては、毎日の仕事はより労力を要するようになります。例えば多くの研究が、女性は家庭で消費する飲料水を得るために何時間も歩かなければならないことを指摘しています。このような毎日の習慣は、腰が曲がる、子宮脱出症といった症状に見られるように、女性の健康に容赦ない影響を与えており、南アジアにおいてネパールの女性の寿命が最も短い理由となっています。

ほとんどの土地の名義が男性になっていることから、ネパールの女性には財産権がほぼ認められていません。男性が重要な意思決定者のため、意思決定において女性が意見を述べることもほとんどありません。家事や家族、子どもの福祉に関わる決定であっても同様です。女性が食事を提供し、家族の世話をしているにも関わらず、これらの問題について決定する

際に平等に意見を述べることが認められていないのは残念なことです。

近年では、国際機関そして国内の NGO の不屈の努力の結果、主に政策や法律分野において進展が見られます。2006 年のジェンダー平等法や、2007 年の人身売買法、2009 年の家庭内暴力法（犯罪と刑罰）などは政府の積極的な動きです。しかし、ネパールでは適切な政策の実施や法の施行が欠如している傾向にあることを忘れてはなりません。人びとの考えや態度を変えていくことに関わる問題であるからこそ、女性の権利を尊重する意識を養うために、地域レベルでの持続的な活動が必要となるのです。ジェンダー平等社会を成し遂げるためには、男性は、女性が家族へ多大な貢献をしていることを認め、生涯に渡って心を通わせ敬意を払う必要があります。